

令和4年第11回

# 荒川区教育委員会定例会

令和4年6月10日

於)あらかわ遊園管理事務所

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第11回定例会

- |        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 日 時  | 令和4年6月10日  | 午後1時30分   |
| 2 場 所  | あらかわ遊園管理事務所  |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員   | 高 梨 博 和<br>長 島 啓 記<br>坂 田 一 郎<br>小 林 敦 子<br>繁 田 雅 弘   |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>生涯学習課長<br>ふるさと文化館学芸員<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>的 場 寛<br>佐 藤 彰 洋<br>津 野 澄 人<br>杉 山 茂<br>青 谷 宗 彦<br>野 尻 かおる<br>小 川 綾 一<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 報告事項

- ア 荒川区立小・中学校における働き方改革のこれまでの取組について
- イ 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について
- ウ 令和4年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について
- エ 第41回「あらかわの伝統技術展」の開催について
- オ 「関東の山車人形と成田祇園祭展」への出展について
- カ 生涯学習推進計画(第三次)後期重点プロジェクト策定の進め方について

( 2 ) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和4年第11回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、坂田委員、御両名にお願いしたいと思いません。よろしく申し上げます。

1月28日開催の第2回定例会及び2月10日開催の第3回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付させていただき、この間、委員の皆様にご確認をいただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、承認といたします。

2月25日開催の第4回定例会及び3月11日開催の第5回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、恐れ入りますが、次回までに御確認いただき、お気付きの点等につきまして、事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日は、報告事項6件となっております。

初めに、新型コロナウイルス関連ということで、報告事項イ「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」を議題とさせていただきます。佐藤学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況」につきまして、御報告をさせていただきます。資料につきましては25ページからが、その資料となっておりますが、今回、該当する箇所につきましては、28、29ページが該当箇所となっております。今回も資料につきましてはホームページで周知しているものを添付させていただいております。

前回、御報告させていただいた以降の学級閉鎖につきましては、28ページの下段、下から2番目、第五峡田小学校から、29ページにかかる4クラスが今回、学級閉鎖を行ったところでございます。

本日まで学級閉鎖になっているクラスは、現在、第五峡田小学校の1クラスのみとなっております。

6月に入ってから、各校から感染状況の報告が日々ありますけれども、そちらについても徐々に減少しているといった状況でございます。徐々に落ち着いてきているかなという感想を持っております。

基本的な感染防止対策については徹底しておりますので、大きく広がる事態には至っていないところです。こうした減少の傾向から、保護者の方からはマスクを外した運用についてもいろいろと、学校ですとか教育委員会ですとかお問い合わせいただく声も増えてきている状況です。

一方で、気温が高くなってきている状況もございまして、熱中症のリスクにも配慮するといったことが必要でございますので、屋外の活動などについては、しっかりと距離を確保してマスクを外す対応も取っているところでございます。

また、各校においてもホームページや学校だよりを通じまして、マスクの運用の啓発には努めている状況でございます。今後も保護者の方々に、着用する場面、外す場面といったところをしっかりと御理解いただきながら、我々も、子どもたち、先生方の活動の状況を注視しながら、今後もサポートしていきたいと考えております。

説明は以上となります。

教育長 併せて、修学旅行中に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生する事態となりましたので、その状況について、口頭ですけれども御報告をさせていただきます。

指導室長 修学旅行中にPCR検査が陽性という事案について報告をさせていただきます。6月8日水曜日から2泊3日の予定で、京都方面へ修学旅行に行っております。事前にスクリーニング検査も行いまして陰性ということで参加をしたところなのですが、昨夜、発熱したということで、学校持参の抗原検査を実施しましたところ陽性反応が出ましたので、そのまま病院の方へ行きPCR検査を受けました。そうしましたら、PCR検査でも陽性ということでしたので、いち早く隔離をするとともに保護者に連絡をしたところでございます。

また、そのドクターから、同部屋の2人につきましては、すぐに東京へ帰郷ということではなくマスクをしていれば、本体とは別ですけれども、京都で見学をしても構わないということで、修学旅行には参加している状況です。

PCR検査陽性のお子様につきまして、保護者の方が迎えにきてくださり、東京へ連れて帰ることになってございます。

本日、修学旅行は東京駅に午後の5時に到着予定です。その際に、抗原検査に参加した生徒にすべて渡しまして、抗原検査をした後、来週月曜日に登校してくるようということで今、学校の方と教育委員会で連携をしながら対応しているところです。

今のところほかのお子さんについては元気に、修学旅行に参加しているという状況です。

報告は以上となります。

教育長 ただいま説明した件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。繁田先生、いかがですか。

繁田委員 特にございませぬ。そこまですれば十分かと思ひます。

教育長 陽性になつたお子さんは、保護者が引き取りに行くときに車ということでしたか。

指導室長 コロナタクシーというものがございまして、それに乗せるという話でした。

教育長 新幹線に乗れないのですよね。

小林委員 大変ですね。京都からですね。

繁田委員 それすごく大変ですね。

指導室長 付け足しになりますか、これで帰つて、また教育委員会、学校から陽性ということになりますと、発症したお子さんについては心理的なダメージが大きいということになりますので、校長の方から、そうした心のケアについて、そうした子への対応についてということで、ほかの生徒にはしっかりと指導をしているということでした。また、対応については、教育委員会と学校と連携しながらしていきたいと思ひています。

繁田委員 同部屋の方が継続して参加できたのはよかつたかなと思ひます。マスクをすることが、仮にその子が感染したとしても拡散させないということでマスクで十分かなと。そうでなくても、日本はちょっと病的なコロナの恐れがあると海外からは見られているので、これはもう十分やつたと思ひます。同部屋のお子さんも、周りから何か変な目で見られないようにしてほしいというところですよ。

教育長 マスクの着用については、繁田委員から御指摘いただきましたけれども、国や都からも通知が出ていまして、それを踏まえて、荒川区からも通知を出しています。具体的に説明してください。

学務課長 先ほども御説明の中でお話をさせていただきましたけれども、例えば登下校の際ですとかグラウンドで体育の授業を行うですとか、そういったお子さんたちが密にならない状況についてはできるだけマスクを外していただいて、なかなか学校の中で授業をしていると相手の表情が見えないというところが、保護者は危惧されているところはよくお声を聞くのですけれども、どうしても教室の中ですと距離が縮まってしまうところで、そこについては、まだ引き続きマスクをしている状況でございます。徐々に外していくということも学校の方でお願いしているといった状況ですよ。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本件については報告了承とさせていただきます。

続きまして、戻りまして報告事項ア「荒川区立小・中学校における働き方改革のこれまでの取組について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 「荒川区立小・中学校における働き方改革のこれまでの取組について」説明を申し上げます。荒川区立小・中学校の働き方改革につきまして、プランを策定した以降、3

年間を経過しましたので取りまとめたものでございます。

ページでいきますと、3ページ、4ページが概要ではございますけれど、5ページ以降が冊子になってございます。こちらの方で御説明をさせていただきます。

まず、おめくりいただいて7ページ、当初のプランにつきましては、平成31年2月に、荒川区といたしまして、「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」を策定したところでございます。

教育委員会といたしましては、プランの位置づけのところを御覧いただければと思いますけれども、教育ビジョンにおいて「教師が子どもと向き合う時間を確保する」を取り組むべき重要な項目の一つとして挙げてございます。働き方改革については、この時間を確保するための策として考えているところでございます。

めくっていただきまして9ページでございます。中ほどでございます。令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴いまして、令和2年4月から、法的根拠のある指針といたしまして、1か月の時間外在校時間については45時間以内、1年間については360時間以内というのが原則となっているところでございます。

時間外在校時間というのは、基本的には教員が所定の勤務時間以外に在校している時間なのですが、その中で、除く時間といたしましては自己研さんなど個人が時間を使っている場合ですとか、休憩時間を除く学校にいる時間がすべて対象になります。コロナの関係があるのでテレワーク等も入った形になります。

めくっていただきまして、10ページです。荒川区における勤務の実態について比較をしてみました。ご存じのように、先ほどの働き方改革プランを策定しまして、出退勤システムを入れて時間数を確保し出した途端にコロナ感染が拡大してしまいまして、前年との比較というのが全くできにくいところがあります。ですので、多少参考になる形で、比較できることを比較してみました。

10ページ目の下の方の集計結果のところでございます。夏休みや冬休み等の影響がない10月を比較してみました。令和2年10月1日から31日と、3年度の比較をしているところでございます。

これによりまして、令和2年の段階では、副校長が両方とも小・中とも60時間を超しております、先ほどの45時間に比べて。教員においても、中学校が60時間を超しているような状況でございます。

令和3年になりましたら、コロナ感染が落ち着いてきたところもあるのですが、60時間オーバーというのは、全職層では、10月はございませんでした。

次に、隣のページを御覧いただいて、11ページの方です。今度は年間を通してなのですが、先ほど申し上げたように、令和2年4月、5月については学校休業を行ってございましたので、4月、5月を抜いた月の平均ではございますけど、例えば令和2年の副校長については、59、54、教員についても中学校は50時間という形で多かったような状況です。

令和3年も、副校長についてはあまり変わらなく、同じように50時間という数字が出ておりますので、副校長については、45時間というのはかなり高い壁のようでございます。

続いて、12ページのところでございます。今度は年間、これもコロナの状況でいろいろありますけれども、取りあえず年間で比較をしますと、副校長が688時間、614時間という形で、原則の360時間とは大きな違いがあります。

令和3年においても、まだ600時間を超しているという形で、年間においては、やはり副校長がかなり働き方改革上は厳しい状況ではございます。

そのほかを見ましても、全職層含めて、小・中とも360時間を全部が超えているような状況でございますので、さらに取組を進める必要があると考えているところでございます。

14ページ目は、平成30年にプランを作るに当たっての実態調査だったのですが、これはサンプリング調査なので、全校に悉皆を行ってはいないですけど、サンプリング調査のときも月60時間くらいは出ていた状況でございます。

15ページ、在校時間のところですけども、中ほどに集約をしましたように、副校長・教諭については45時間を超えております。また、年間においてはすべての職層で360時間を超えております。

令和2年と令和3年を比較すると、一定程度の減少はあるものとは捉えております。ただ、今後、コロナが終わった段階でさらに工夫を重ねていく必要があるというのが、ここの評価として記載をしているところでございます。

次に、16ページは、今回の働き方改革の3年間の間のところと、コロナの状況を比較してみました。令和2年の段階で、臨時休業ですとか分散登校ですとか、夏季の休業の圧縮ですとか、学校行事がほぼ行われていない状況でした。また、消毒作業やオンラインという新しい取組を行い、教員も在宅勤務を行ったということで、2年度については働き方に大きな変化がありました。3年度については、オンラインは慣れて動いてはきたのですが、まだ学校行事が動いていない。

今年になってやっと学校行事もできましたので、これからの1年間で、だんだん比較をするような形となると思っております。

次の17ページ以降が取組でございます。校務支援システムについては、令和2年から本

格稼働をしておりますので、教員のデジタル化が進んでいるところでございます。また、印刷物とか配布物についても、各所管の方に厳選をして何もかも依頼をしないでくださいということで御理解を頂いております。

また、電話の対応というのかなり教員の負担が大きいところでございますので、元年度については、できましたら時間外についてはお電話をお控えくださいというチラシを出してございます。

また、3年度には、全校において翌日おかけくださいというような自動応答電話を入れてございます。

また、新しいところでは、18ページの一番下のところ、Googleフォームを使って、令和2年度には集計してございますので、これはかなり調査物の負担軽減にはつながっているところでございます。

また、19ページの一番上のところでは、光触媒でコーティングをいたしましたので、教職員についての消毒作業というのが、かなり負担が軽減となっているところでございます。

また、大きいところでは、その下にございますスクールサポートスタッフについては、全校配置が終わっておりまして、かなり負担の軽減になります。

また、副校長事務補佐についても、現在6校に入っておりまして、次年度についてもまた増やしていきたいなと思っております。

また、19ページの一番下のスクール・ロイヤーについても新しく入れまして、中には法的な対応ですとか、そういった必要なところについては相談をさせていただいて、精神的な負担も含めてかなり軽くなっているところでございます。

また、20ページの一番上のところでは、情報教員アドバイザー、ICTで今回オンライン学習などの取組においては、このアドバイザーというのが非常に効果的であったかなと思っております。

その下の部活動については、報酬額を増額等しましたけど、国の方針なども部活動の地域移行という方針も出てございますので、また今後、見直しが入ってくるのかと思っております。

それ以外については、出退勤システムですとかストレスチェック、そういったものを導入してきたという形ではございます。

一番最後に、23ページ、4年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響が混在しているために、取組を継続する中ではさらに勤務の状況を注視しながら、一層見極めていく必要があると考えております。

また、アフターコロナを見据えた教員の働き方改革が必要であるとと考えております。今後、

35人学級ですとか、教科担任制の導入ですとか、ICTのさらなる活用というところもございますので、そういったものも踏まえながら働き方改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

全体は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 教育委員の先生方には、この間、小・中学校長との意見交換会等で、働き方改革についての現場の実態把握とともに、いろいろな御意見・御提案を頂いてきたところでございます。報告事項アにつきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

坂田委員 副校長の事務補佐については、やはり拡大をする必要があるのではないかと思います。原因としてはかなり明確な部分なので、対策と効果がかなり見えやすいし、逆に、見えやすいことについて適切な手を打たないというのは、やはり組織としての責任があると思うのです。

次に課題なのは、これを見ている、中学校の一般の教諭の方々の在校時間が非常に長くて、これについては原因なのですけれども、今、盛んに言われている、先ほどの放課後のクラブ活動はあるとして、それが一番大きいのか、それ以外にも大きな原因があるのか、その辺のところはどう見ているのでしょうか。

教育総務課長 今回のところではアンケート調査を行ってはいませんが、働き方改革プランのところではサンプリングで分析をした中では、やはり中学校、教員にもよるのですが、部活動の顧問になっている人については負担も大きいし、負担感を持っている方もかなり多くいらっしゃいます。中には部活が好きな先生方もいて、そのままずっと残っているところもあります。教員の方にお話をしている中では、意識改革というのでもかなり大きいと感じます。みんなが残っているから残っているという雰囲気も、かなり学校の中では起こっていると思っております。

坂田委員 調査自体の手間がかかるのでいつもやるわけにはいかないというのはわかるのですが、一方で、やはり対策というのは、原因を検討して対策があるというのがある程度普通なので、時間数だけだと原因がそれほど明確になっていなくて、そうすると、本当はこういうことをやると効果的なのにというのが隠れている可能性もあると思うのです。

中学校の場合は、特に社会で放課後のクラブの問題が盛んに言われているので、そのせいにしてしまうのですけれども、本当にそれだけなのかというのを、我々としてはやっぱり考える必要があるのではないかと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。毎月、個々の先生ごとに時間外勤務の実態というのが表になって報告されております。かなり個人差があるという状況で、校長、副校長にはぜひ個別の指導をしてもらうように依頼しています。

また、先ほど、坂田先生からの御指摘にもありましたように、総体としてどうしても業務量が多いのか、それとも、個々の教員の働き方そのものに原因があるのかということをご個別にやはりきちんと把握して、適切な対応を行っていく必要があると思っています。貴重な御意見ありがとうございました。

小林委員 質問よろしいでしょうか。19ページ、副校長事務補佐の活用で6校が活用されているということですが、この6校において活用したために時間数が減ったといったことがあるかどうかお伺いしたいと思います。

指導室長 副校長補佐を導入した学校からの聞き取りですと、副校長業務に集中して取り組むことができるようになったというお話ですとか、時間ですと平日勤務時間が2時間ほど短くなったという回答を頂いている学校もございます。

小林委員 そうですか。効果はかなり出ているということで考えてよろしいわけですね。分かりました。

教育長 東京都の補助事業なので、荒川区が要望しても、少しずつ都からの補助対象の学校が増えていくということで段階的に増やしております。

小林委員 段階的にということですか。

教育長 ただ明らかに効果は出ておまして、先ほどの坂田委員からの御指摘にもございましたとおりです。

坂田委員 あと、もう一言。副校長になっていただける先生が少ないという現状がありますので、やはりその合理的な負担軽減というのは、学校運営全体としても非常に重要だと思っております。

小林委員 そうですね、副校長先生の職務がこれだけ忙しいということになりますと、教員のなり手もないし、副校長になりたいという方もなかなかいच्छらないという大きな問題が生まれると思います。働き方改革はとても重要ですね。

教育長 ほかになければ続きまして、報告事項ウ「令和4年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「令和4年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について」御説明いたします。審議会の日程についてでございます。資料では調整中となっておりますが、先日、日程が決定いたしまして、令和4年7月27日水曜日、16時からとなりましたことをこの場で報告させていただきます。

次に、諮問事項でございます。荒川区登録文化財のうち、有形文化財は1件、伊藤家文書となります。また、無形文化財は、今回は該当なしでございます。

続きまして、荒川区指定文化財でございますが、有形文化財が、石造七重塔が1件、無形

文化財は、桐たんすの木地づくりを担当する村井正孝さん、仕上げを担当する村井泰雄さんの御兄弟となっております。

詳細につきましては裏面を御覧ください。こちらにつきましては、学芸員の方から説明させていただきます。

ふるさと文化館学芸員 それでは、学芸員の野尻から説明をさせていただきます。

まず、登録文化財の候補でございますが、有形文化財、古文書、伊藤家文書でございます。荒川三丁目にお住まいの伊藤雅彦さんが御所蔵です。

内容につきまして、江戸時代の三河島村の植木屋、伊藤安兵衛家に伝来した古文書32点、江戸時代中期の証文を中心とするものでございます。形状は断簡のものが多いのですが、この伊藤家は、将軍家が鷹狩りに三河島を訪れる際に鶴を捕獲するための飼育を担って網差役という役目を務めていた家でございます。

伊藤家は、ほかに区指定有形文化財の絵画「絹本献上鶴図」を所蔵しております。写真を添付してございますので、合わせて御覧になっていただければと思います。この献上鶴図というのは、将軍が捕った鶴は朝廷に献上するのですが、その獲物をこのように竹に結ぶ様を絵にしたものでございます。

続きまして、指定文化財の候補でございますが、有形文化財歴史資料、石造七重塔。これは、南千住一丁目の国道4号線沿いにある円通寺さんにある石造物でございます。

内容につきまして、享保7年(1722年)、円通寺の中興開山であります観月徹禅が、伽藍の再興の完了を記念して造立したものでございます。塔身の軸部、つまり写真でいいますと、下の方に細長い長方形のところがありますが、ここに銘文が刻まれております。この銘文は「重興円通寺記并塔銘」という銘文でございます。

この銘文には縁起が書かれておまして、この縁起中に、この辺の昔の地名、小塚原という地名がありますが、この地名がどうしてついたのかという伝承が含まれております。

先の東日本大震災の際に、最上部にありました相輪という部分、ちょっととがった部分、ここが落下してしまいました。住職がいろいろと検討されましたけれども、経費等のこともございまして、そのままにしているということでございます。今回、修理のためにも審議会の先生方に詳しい調査をしていただく必要があると考えております。昭和61年度の登録文化財になっています。

続きまして、無形文化財、工芸技術2件でございます。桐たんすの村井正孝さん。昭和21年10月18日のお生まれで76歳になります。町屋駅のすぐ近くに工房があります。大正10年に御爺様が創業された桐たんすの製造会社で、株式会社村井の三代目になります。正孝氏は、御父様の正造氏に師事しまして技術を修得しております。正孝氏が木地、つまり、

木取りをしましてそれを組み立てて桐たんすの形にするところ、そこまで手掛けます。そして同じ工房で働いています弟の泰雄氏が仕上げを担当しております。平成21年度登録です。

今、少し説明をしましたが、続きまして、桐たんすの仕上げ、村井泰雄さん。昭和24年11月1日生まれ、73歳になります。お仕事はお兄様と同じ工房でやっています。

兄の正孝氏とともに桐たんす製作に従事して、色付けなどの仕上げの作業を担当しています。株式会社村井の仕上げ職人・飯島政夫氏に師事して技術を修得しました。正孝氏の技術とあわせて、一連のものとして調査を行う必要がある。つまり、桐たんすの製造というのは、本来は分業制になっておりまして、木地を仕上げた人が、ほかの工房の職人さんに仕上げをお願いするということが多くございますけれども、村井さんの家では、同じ工房で兄弟で一連の作業を行っています。平成26年度登録です。

お二人の顔写真と、それからちょっと小さい作品になりますけれども、伝統工芸ギャラリーで展示をさせていただいた小さいサイズの桐たんすの写真を添付してございます。この資料にはございませんが、この2人、削り直しのお仕事もされていまして、これがお仕事としては重要になっています。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

長島委員 よろしいですか。村井さんですけれども、無形文化財保持者であるわけですね。

ふるさと文化館学芸員 はい、そうです。まず、無形文化財は技術を指定させていただきまして、その技術を持っている方を保持者と呼びます。

長島委員 保持者としてあって、今回、技術の方が指定されたという考え方ですか。

ふるさと文化館学芸員 技術を指定しますと同時に、保持者としても指定に認定されるということなんです。

長島委員 同時にということですね。ありがとうございます。

それから、伊藤家文書ですけれども、参考の図はよく分かるのですが、どんな文書なのですか、ちょっと教えてください。

ふるさと文化館学芸員 詳細は結構説明しにくいのですが、実は、これは刈豆という伊藤家で生産している作物です、大豆を青い段階で刈り取りまして、食べるのではなくて肥料にいたします。それを三ノ輪の辺りに屋敷を持っていた大関家との借財と刈豆を納めたときのやり取りの古文書になっております。

全体的には、そういった契約絡みとか土地関係のものが多くございますけれども、何分、断簡というばらばらになっているような状態のもので、保存のためにも早く登録をしたほうがよいと考えております。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 よろしいでしょうか。削り直しということなのですから、これは要するにリフォームということですか。

ふるさと文化館学芸員 はい。村井家で製作したものではないほかの職人さんのものでもお預かりをして、削り直しをして、最後にきれいに仕上げをしてお届けするというので、以前、NHKで取材を受けたときも、その作業が放送されたことがあったのですけれども、その発注もあると聞いております。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、坂田委員。

坂田委員 コロナの中で、一時調査が制約されていて、場所を限って調査をされたということもあったと思うのですけれども、現在は、この前提となる調査の活動については普通に実施できるような環境になられているのでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 一時期よりも、直接職人さんのところにもお伺いしておりますし、お寺さんの方にもお伺いして御住職とお話をしたり、今後の修理についての御相談を受けたりということを見せていただいております。

坂田委員 分かりました。

教育長 この伊藤家文書ですけれども、これ断簡って紙は紙なのですか、それとも竹ですか。

ふるさと文化館学芸員 紙なのですけれども、これは和紙です。この和紙が折れた部分から切れてしまえばらばらになっているようなものが結構あります。

教育長 あと、先ほどのお話の中で、伊藤家は鷹狩りの際に將軍家の命を受けて鶴を飼育するということですが、江戸時代の浮世絵にも將軍の鷹狩りの様子とか、鶴でしたか。

ふるさと文化館学芸員 鶴ですね、広重の。

教育長 伊藤家文書にもその鷹狩りの様子とか鶴の飼育とか書いてあるのですか。

ふるさと文化館学芸員 ここの中にはございませんけれども、ほかの資料の中に、伊藤家がその役割を果たしているような記述があります。

教育長 そういう貴重ですよ。あと、円通寺の石造七重の塔は小塚原の地名伝承の一つということですが、具体的にどういう伝承ですか。

ふるさと文化館学芸員 こちら円通寺の縁起の中に出てくるのは、八幡太郎義家が東北の方に征討しに行きます。そのときにここを通ったと言われておりまして、帰りに討伐した相手の首48個をここの観音原というところに埋めて小さい塚を作ったといい、それで小塚原というのだという伝承があります。

ちなみに、それ以外に素盞雄神社の瑞光小学校の名前の由来の瑞光石ですが、その塚が

古塚といわれていて、小塚原の地名伝承だと。一応、二つの伝承が残っております。

教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項工「第41回『あらかわの伝統技術展』の開催について」を議題といたします。青谷課長、お願いします。

生涯学習課長 「第41回『あらかわの伝統技術展』の開催について」、御説明いたします。

今回は令和4年7月2日土曜日と、7月3日日曜日の2日間、午前10時から午後5時の間、荒川総合スポーツセンターで開催いたします。

約50名の伝統工芸技術保持者や、匠育成事業修了者、荒川マイスター等が参加いたします。実演や作品の展示・販売・職人体験を行います。

昨今のコロナ禍の影響を受けまして、実に4年ぶりに荒川総合スポーツセンターで実施いたします。また、感染対策といたしまして、開会のセレモニーや給水コーナー、小学校の団体見学等を、残念ながら今回は中止といたしました。

江戸時代から受け継がれた伝統工芸技術を、1人でも多くの方に知っていただきたいと考えており、感染対策を行いながらしっかりと開催をしてみたいと考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育長 御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。ぜひ、坂田先生、お近くですからおいでください。

坂田委員 そうですね、本当に再開できて大変よかったですと思います。残念なのは、子どもたちにも結構人気があって、学校単位で見学に行けないのはちょっと残念ですけども。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおり、学校単位で見学できないのは本当に残念なことだと思いますが、今回はコロナ対策ということで御理解いただければと思います。ただ、小学校の子どもたちにチラシを配布させていただきまして、土曜日、日曜日に御家族で御来館いただければと考えてございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項オ「『関東の山車人形と成田祇園祭展』への出展について」を議題といたします。では、青谷課長、お願いします。

生涯学習課長 「『関東の山車人形と成田祇園祭展』への出展について」、御説明いたします。

これは記念行事を行うに当たり、成田市から荒川区の三河島山車人形・熊坂長範を保存する荒川中央町会並びに稲田姫を保存する三河島山車人形稲田姫保存会に出展依頼があったものでございます。

団体からは、山車人形のPRのために出展を希望するとの話を受け、区として、安全な運搬方法等の助言をいたしまして、出展することになりました。展示期間は令和4年6月4日

から19日、また6月25日から7月10日でございます。会場は、成田市でございます文化芸術センタースカイタウンギャラリー4階及び5階で、入場料は無料となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。

小林委員 これは成田市から要請があったということですので、非常に価値のある山車人形ということなのでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 コーディネーターがいらっしゃいまして、佐倉市の方なのですが、以前から、この2体についてご存じでして、荒川ふるさと文化館での展示も見てくださったのですが、そちらから御推薦頂いたということで、東京を代表する山車人形の事例として、荒川区にぜひ出ていただきたいという御連絡を頂きました。

小林委員 そうですか。

ふるさと文化館学芸員 はい。ちなみに指定文化財になっておりまして、組み立て技術は登録文化財になってございます。

繁田委員 普段はどちらに保存されているのですか。

ふるさと文化館学芸員 熊坂長範は町会会館の中に保管されております。稲田姫につきましては、実は、お寺に預けていたのですが、今、事情があり文化館の一時収蔵庫に今は仮置きしている状態になっています。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 稲田姫は組み立てるのが大変ですよ。

ふるさと文化館学芸員 そうなのです。2年間、実は組み立てをやっていないのです。コロナで天王祭が通常な形では実施がかなわない状態で、組み立てをしていないということを皆さん心配されていて、技術の伝承のために組み立てられるのはいいのではないかと、というお考えで参加したいという御要望でした。

運搬費なども成田の方で御負担いただけるということで、技術梱包輸送で搬入・搬出をいたします。

教育長 向こうに行って組み立てるのですか。

ふるさと文化館学芸員 そうです。皆さんが15人くらいで成田に行って組み立てます。

小林委員 そんなに必要なのですか、組み立てるのに。15人ですか。

ふるさと文化館学芸員 衣装を着せる方とか、高欄本体を組み立てる方とか分担してやっていたりするのです。やはり伝承のためにも何人が複数で行ったほうがよいかなと。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

次に、報告事項「生涯学習推進計画（第三次）後期重点プロジェクト策定の進め方につ

いて」を議題といたします。青谷課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「生涯学習推進計画（第三次）後期重点プロジェクト策定の進め方について」、御説明いたします。

生涯学習推進計画は、「学びによる生涯活躍のまち あらかわ」を推進するための施策の方向性を示す分野別計画となっております。

加えて、「荒川区学校教育ビジョン」と合わせた「教育振興基本計画」として位置付けており、計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間でございます。

今回は、前期重点プロジェクトの四つであります、学びがひろがる場や機能の充実、子どもの未来を育む学びの推進、オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開、地域での活躍を支える学びの拡充、この四つの後期版といたしまして、令和5年度からの後期5年間の新しい重点プロジェクトを策定するものでございます。

進め方でございますが、事務局で素案を策定いたしまして、関係団体である荒少連や、またコミカレの修了生などを含む幅広い関係団体から、アンケート等により客観的な意見を取り入れたいと考えてございます。

また、社会教育委員の会議における審議や、教育委員会への意見聴取等により、社会教育分野における学識経験者や区民等の意見を計画に反映いたします。

また、必要に応じまして、関係課長級の職員と計画案の検討を行うなどにより、重点プロジェクトを改定いたします。

今年の1月に生涯学習推進計画の進捗状況を報告し、様々な御意見を皆様にご覧いただき、今年度の後期重点プロジェクトにつきましても、年明けには御説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。

坂田委員 内容もあるのですが、どういう方法で提供するかということで、今もどれくらいまで来ているのか分かりませんが、Zoomを用いた方法とかオンラインによる生涯学習の提供とかですね。それから、オンラインも二つあってリアルタイムで提供するものと、それから、ライブラリーみたいな形で内容を提供するようなものと二つにさらに分かれるのですけれども、方法の見直しとかについてはどんな感じなのでしょう。

生涯学習課長 オンラインについては今後さらに推進していくものと、私も考えてございまして、例えば荒川コミュニティカレッジで申し上げますと、コロナ禍において場所を選ばずオンラインでリアルタイムでの講座を配信してまいりました。

今年度につきましても、会場になかなか行きづらいという受講生も一部いらっしゃいます。

その方にはリアルタイムでも配信させていただいております。

また、欠席者につきましては、リアルタイムで撮影したものをインターネット上に保存しまして、後日、自由にいつでも見られるような工夫もしております。

ただ、荒川コミュニティカレッジだけではなくて、生涯学習事業全般にこれは言えることでございますので、今後この計画を進めていく中で、事業についてもそういった方向でやっていくことを考えてございます。

坂田委員 コミカレだけではないのですけれども、ある種のライブラリーというのですか、その場合1回限りというものではないコンテンツが大半だと思うのです。今月だから意味があるとか、今年だから意味があるというのはごく限られたものであって、大半はもう少し普遍的な内容といえますか、そういうものだと思うのです。

そういったものを映像として、動画として残しておいて、ライブラリーの形で整備できれば、いつでもいろいろな引き出しから見るができる。そういったことをもう考えていく必要があるのではないかなと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。積極的にそういったことを進めていきたいと考えております。全部ではないのですが、今の実績としましては、家庭教育学級における子どもとの関わり方ですとか、お父さんが作る御飯の作り方というのを、1年間ユーチューブで見られるように工夫をしております。

ただ、アップするだけでは区民の方は見ることがなかなかできないので、それを1枚の紙にまとめまして、家庭教育学級やいろいろな場で常に周知を行っている状況でございます。

坂田委員 分かりました。

小林委員 よろしいでしょうか。今、日本の社会がいろいろな問題が生じていて、少子高齢化であるとか、地域がばらばらになってきているという状態の中で、やはり地域の絆を作るといのは非常に重要だと思うのです。

その中心として学習を位置付けるのは大変重要だと思いますので、今期の重点プロジェクト等に関しましても期待をしております。

それともう1点ですけれども、今までの生涯学習であるとか社会教育は、どちらかというオンラインをあまり重視してこなかったということがあると思うのです。実際に施設に行き対面で講座などをやるということが中心でしたが、今後は、オンラインの積極的な活用が非常に重要ではないでしょうか。

A C Cであるとか、荒川コミュニティカレッジが、こういった活動をしているのか、昨日もユーチューブなどを見せていただきました。講座の様子なども配信はされているのですよね。ぜひそういったところを充実させていただきたいと思っています。

私、自分の専門の関係で中国をよくチェックしているのですが、中国の上海などでは生涯学習のコンテンツがリアルで配信されています。健康の講座、あるいは歴史の講座、そういったコンテンツが日本からも自由に見られます。荒川区が頑張っただけでそういった試みをする、日本にとっても先進的な事例になるかなと思いますので期待しております。

生涯学習課長 ありがとうございます。積極的に進めていきまして、また、その教育効果も検証した上で、必要に応じて教育委員会の皆様に御報告させていただければと考えております。

教育長 小林先生から前に、せっかくの伝統工芸技術で、毎年のようにDVDを作っているの、それをアーカイブにという御意見をいただきましたが、先ほどの坂田先生からの御提案のようにライブラリーというような形で、伝統工芸技術をいつでも見られたり、作品を含めてすばらしい技術に触れられる機会を設けたりしてはという御提案も頂いていますので、その辺も含めてぜひ検討してください。

生涯学習課長 指定無形文化財になった方は、次の年に、今、教育長の方でお話のあった映像を作ることになっております。その映像タイトルが「伝統に生きる」というものでございまして、これまでに57本できている状況なのですが、今、インターネット上、YouTubeですべて見られるようになってございます。あとは、各図書館でもDVDの貸出しもしておりますので、その方の見る環境によって見方をいろいろ工夫していただければと考えております。

坂田委員 本学も全然そういう意味で先進しているわけではなくて、今、私が担当している領域では授業を、プロを入れて毎回録画していて、ただし著作権上、問題があるとか、それから、専門の講師の方がここは公開してもらっては困るというものもあるので全部ではないですけども、そういったものを抜いた上で東大の公式YouTubeで公開をするようにしてまして、たまっていますので、そういったものは今度構造化してライブラリーの形で、例えばスタートアップの事業計画の立案というカテゴリーに当てはまるものは、そういうカテゴリーに入れるとか、そういうようにする必要はあるかなと思って、今、取り組んでいるところです。

荒川区ですけれども、別にほかの区の方が見ていただいても全く問題ないと思いますし、社会に貢献するという点においても、制約する必要がないコンテンツが大半ではないかと思えます。

教育長 よろしいでしょうか。それでは以上とさせていただきます。

次に、その他の報告事項として、教育委員会の日程について、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長 47ページの教育委員会の日程のところを御覧いただければと思います。次回

の6月24日は13時半から予定してございましたけれども、本会議と重なってしまいましたので、スタートの時間を15時半とさせていただければと思います。

併せまして、町屋文化センターの視察を考えてございましたけれども、再度また日程を変更させていただければと思っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、よろしいでしょうか。教育委員会の開始時間は、次回は3時半からということで、よろしくお願いいたしますと思います。

以上をもちまして、令和4年第11回定例会を閉会といたします。

了